

静岡県立大学大学院学則

平成19年4月1日 規則第34号

改正 平成20年4月1日、平成20年6月6日、平成20年8月1日
平成20年10月1日、平成21年4月1日、平成22年4月1日
平成23年4月1日、平成24年4月1日、平成25年4月1日
平成25年11月1日、平成26年4月1日、平成27年4月1日
平成28年2月26日、平成28年4月1日、平成29年3月28日
平成29年4月1日、平成30年4月1日、平成31年4月1日
令和2年4月1日、令和3年1月1日、令和3年4月1日
令和3年10月1日、令和4年4月1日、令和5年1月1日
令和5年4月1日、令和6年4月1日、令和7年4月1日
令和8年4月1日、令和9年4月1日

第1章 総則

第1節 目的

(目的)

第1条 静岡県立大学大学院（以下「本大学院」という。）は、学術の理論及び応用を教授・研究し、精深な学識と研究能力を養い、もって文化の向上と社会の発展に積極的に寄与することを目的とする。

第2節 組織

(学府、研究科)

第2条 本大学院に、次の学府及び研究科を置く。

名称
薬食生命科学総合学府
国際関係学研究科
経営情報イノベーション研究科
看護学研究科
(備考) 薬食生命科学総合学府は、学校教育法第100条ただし書に規定する研究科以外の教育研究上の基本となる大学院組織として、教育上の目的に応じて組織するものである。

2 本大学院に、学校教育法第100条ただし書に規定する研究科以外の教育研究上の基本となる大学院組織として、研究上の目的に応じ、かつ、教育上の必要性を考慮して組織する研究院を次のとおり置く。

名称
薬学研究院
食品栄養環境科学研究院

(課程)

第3条 本大学院に、修士課程及び博士課程を次のとおり置く。

課程	科、学府	専攻
修士課程	国際関係学研究科	国際関係学専攻

		比較文化専攻
博士課程	薬食生命科学総合学府	薬学専攻
		薬科学専攻
		食品栄養科学専攻
		環境科学専攻
		薬食生命科学専攻
	経営情報イノベーション研究科	経営情報イノベーション専攻
	看護学研究科	看護学専攻

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学術を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うものとする。

3 前項の課程の標準修業年限は2年とする。

4 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学術を養うものとする。

5 前項の課程は、標準修業年限を5年とし、これを前期2年（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年（以下「博士後期課程」という。）の課程に区分し、博士前期課程を修士課程として取り扱うものとする。

6 前項の規定にかかわらず、薬食生命科学総合学府薬学専攻の博士課程は、標準修業年限を4年とする。

7 第5項の規定にかかわらず、薬食生命科学総合学府薬食生命科学専攻の博士課程は、博士後期課程のみとする。

8 本学則において、「修士課程等」とは、修士課程及び博士前期課程のことを、「博士後期課程等」とは、博士後期課程及び薬食生命科学総合学府薬学専攻の博士課程のことをいう。

（人材養成等教育研究上の目的）

第3条の2 本大学院各研究科及び学府における人材養成等教育研究上の目的は、次のとおりとする。

(1) 薬食生命科学総合学府

薬学専攻博士課程は、医療薬学・臨床薬学を中心とした高度な専門知識と技術を身に付け、関連分野の第一線で活躍できる研究者を養成する。

薬科学専攻博士前期課程は、創薬科学・生命薬学を中心とした専門知識と技術を身に付け、関連する研究領域でグローバルに貢献できる研究者を養成する。

薬科学専攻博士後期課程は、創薬科学・生命薬学を中心とした高度な専門知識と技術を身に付け、関連する研究領域でグローバルに貢献でき、指導的役割を担える研究者を養成する。

薬食生命科学専攻博士後期課程は、薬食生命科学や健康長寿科学を中心とした高度な専門知識と技術を身に付け、関連する学際融合領域でグローバルに貢献でき、指導的役割を担える研究者を養成する。

食品栄養科学専攻博士前期課程は、食と健康についての生命科学研究を通じ、高い研究能力や幅広い知識を有し、関連分野で主体的に活躍できる高度専門職業人および研究者を養成する。

食品栄養科学専攻博士後期課程は、食品栄養科学における幅広い見識、問題解決の手法、論理的思考法、発展的課題の設定法、研究者に求められる倫理観を学び、関連分野においてリーダーとしてグローバルに活躍できる研究者を養成する。

環境科学専攻博士前期課程は、環境科学を専門的かつ幅広い視野で学び、国内外の関連分野において、環境問題の解決や持続可能な社会の構築に取り組む高度専門職業人および研究者を養成する。

環境科学専攻博士後期課程は、環境科学についての高度な専門知識や分析・解析技術を習得し、国内外の関連分野において、環境問題の解決や持続可能な社会の構築に取り組むリーダーとしてグローバルに活躍できる研究者を養成する。

(2) 国際関係学研究科

グローバル化する世界での諸課題に挑み、高い専門知識を修得し、問題を把握、分析し、国際社会に貢献できる人材を養成する。

(3) 経営情報イノベーション研究科

博士前期課程は、経営、公共政策、情報、観光に関する専門的かつ実践的な知識と課題発見・解決の能力を有し、将来のイノベーションの担い手となりうる専門的人材を養成する。

博士後期課程は、経営、公共政策、情報、観光に関する高度な専門的かつ実践的な知識と、課題発見・解決のための高い研究能力を有し、イノベーションの中核となりうる専門的人材を養成する。

(4) 看護学研究科

いかなる状況下においても、自己の人間性を基盤に習得した専門的知識を活用し、最適な看護のサービスが提供でき、看護関係職の良きリーダーとなる人材の育成を目指している。生命関連領域の諸科学と連携し、見識のある高度な専門職能を有する人材かつ看護科学の教育・研究及び実践活動を担う人材を養成し、人々の健康増進を図り、豊かな国際社会の構築に寄与する。

看護学研究科博士前期課程では、看護学分野における研究能力及び高度な専門性を有し、実践看護分野におけるリーダーとして看護・保健・医療・福祉の場における教育や研究課題に取り組める人材を養成する。

看護学研究科博士後期課程では、看護専門分野において自立して研究を実施する能力を有し、看護学の新たな知識体系の構築・開発に取り組み、専門的知識と指導力に基づいた質の高い教育・研究を実践できる人材を養成する。

(附属研究施設)

第4条 本大学院に、次の附属の研究施設を置く。

薬学研究院	創薬探索センター
	薬食研究推進センター
食品栄養環境科学研究院	食品環境研究センター
	茶学総合研究センター
国際関係学研究科	現代韓国朝鮮研究センター
	広域ヨーロッパ研究センター
	グローバル・スタディーズ研究センター

経営情報イノベーション研究科 地域経営研究センター
 政策研究センター
 ICTイノベーション研究センター
 ツーリズム研究センター

(収容定員)

第5条 本大学院の収容定員は、次の表のとおりとする。

(単位：人)

研究科・学府名	専攻名	修士課程(※1)及び 博士前期課程		博士後期課程及び 薬学専攻の博士課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
薬食生命科学総合 学府	薬学専攻			5	20
	薬科学専攻	30	60	11	33
	食品栄養科学専攻	25	50	10	30
	環境科学専攻	20	40	7	21
	薬食生命科学専攻			5	15
	計	75	150	38	119
国際関係学研究科	国際関係学専攻	5	10		
	比較文化専攻	5	10		
	計	10	20		
経営情報イノベーショ ン研究科	経営情報イノベーシ ョン専攻	10	20	3	9
看護学研究科	看護学専攻	16	32	3	9
合 計		111	222	44	137

※1 修士課程：国際関係学研究科

第3節 職員組織

(職員組織)

第6条 本大学院に、教育研究上必要な教員、事務職員、技術職員及びその他必要な職員を置く。

(研究科長、学府長及び研究院長)

第7条 研究科、学府及び研究院に、研究科長、学府長及び研究院長を置き、当該研究科、学府及び研究院に属する教授をもって充てる。

2 研究科長、学府長及び研究院長の選考については、別に定める。

(附属研究施設の長)

第8条 附属研究施設に施設の長を置き、当該研究科又は研究院の教授又は准教授をもって充てる。

(研究科委員会、学府委員会及び研究院委員会)

第9条 研究科、学府及び研究院に、研究科委員会、学府委員会及び研究院委員会を置く。

2 研究科委員会、学府委員会及び研究院委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(大学院協議会)

第10条 本大学院に、大学院協議会を置く。

- 2 大学院協議会に関し必要な事項は、別に定める。
- 3 第1項の大学院協議会で審議した事項については、静岡県立大学学則第22条の規定により設置された委員会の審議を省略することができる。

第2章 通則

第1節 学年、学期及び休業日

(学年)

第11条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第12条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第13条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 土曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日
- (4) 本学の開学記念日 4月20日
- (5) 春期休業 3月21日から4月3日まで
- (6) 夏期休業 8月15日から9月15日まで
- (7) 冬期休業 12月29日から翌年1月5日まで

- 2 学長は、必要がある場合は、前項の休業日を変更することができる。
- 3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第2節 入学

(入学の時期)

第14条 入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

(入学の出願)

第15条 入学を志願する者は、入学願書その他必要な書類を所定の期間内に提出しなければならない。

(入学者の選考)

第16条 入学を志願する者に対しては、学力等について選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第17条 前条の選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、宣誓書、身元保証書、入学資格証明書、その他所定の書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。
- 3 本大学院の博士前期課程を修了し、引き続き博士後期課程等に進学する者については、前3条の規定を準用する。この場合において、第14条及び第15条中、「入学」とあるのは、「進学」と、第15条中「入学願書」とあるのは「進学願書」と、第16条中「入学」とあるのは「進学」と読み替えるものとする。

(外国人留学生)

第18条 学長は、外国人で入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生の選考その他必要な事項は、別に定める。

(社会人学生)

第19条 学長は、社会人で入学を志願する者があるときは、選考の上、社会人学生として入学を許可することができる。

2 社会人学生の選考その他必要な事項は、別に定める。

(再入学、転入学)

第20条 学長は、再入学及び転入学を志願する者があるときは、選考の上、入学を許可することができる。

2 再入学、転入学に関し、必要な事項は、別に定める。

第3節 休学、復学、退学、除籍、転研究科、転学府及び転専攻

(休学、復学、退学及び除籍)

第21条 休学及び復学については、静岡県立大学学則第43条から第45条までの規定を、退学及び除籍については、静岡県立大学学則第49条から第50条の規定をそれぞれ準用する。この場合において、休学期間については、静岡県立大学大学院学則第39条及び第51条の在学期間に算入しないものとする。

(転研究科、転学府又は転専攻)

第22条 学長は、転研究科、転学府又は転専攻を志願する者があるときは、選考の上、入学を許可することができる。

2 転研究科、転学府又は転専攻に関し、必要な事項は、別に定める。

第4節 研究生、委託生、科目等履修生、社会人聴講生、社会人専門講座受講生、特別聴講学生及び特別研究学生

(研究生)

第23条 本大学院において、特定の専門事項について研究することを希望する者があるときは、学長は、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生となることのできる者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に定める大学を卒業した者又は、これと同等以上の学力を有すると認められた者とする。

3 研究期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。

(委託生)

第24条 本大学院において、官公庁、学校、団体等からその所属する職員に特定の専門事項について研究させるため委託があるときは、各研究科又は学府の教育研究に支障のない範囲において、選考の上、委託生として入学を許可することができる。

2 研究期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。

(科目等履修生)

第25条 本大学院において、特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、各研究科又は学府の教育に支障のない範囲において、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生を志願することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 科目等履修生に対する単位の授与については、第43条の規定を準用する。

(社会人聴講生)

第26条 社会人で本学において特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、各研究科又は学府の教育に支障のない範囲において社会人聴講生として聴講を許可することができる。

2 社会人聴講生を志願することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 聴講した授業科目の単位認定は行わない。

(社会人専門講座受講生)

第27条 本大学院が開設する社会人を対象とした高度で専門性の高い講座の受講を志願する者があるときは、学長は研究科委員会又は学府委員会(以下「研究科委員会等」という。)の議を経て社会人専門講座受講生として受講を許可することができる。

2 社会人専門講座受講生を志願することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 専門講座の単位認定は行わない。

(特別聴講学生)

第28条 他の大学院の学生で、本大学院において授業科目を聴講することを志願する者があるときは、当該他大学院との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

(特別研究学生)

第29条 他の大学院の学生で、本大学院において研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該他大学院との協議に基づき、特別研究学生として入学を許可することができる。

(研究生等に関する規定)

第30条 研究生、委託生、科目等履修生、社会人聴講生、社会人専門講座受講生、特別聴講学生及び特別研究学生に関し必要な事項は、別に定める。

第5節 授業料等

(授業料等)

第31条 授業料、入学料、入学検定料、研究料、聴講料、受講料、検定料、学位論文審査料及び学外実習経費(以下「授業料等」という。)の額は、別に定めるところによる。

(授業料の納付)

第32条 授業料の納付方法は、別に定める。

(休学等の場合の授業料の額)

第33条 前学期又は後学期の中途において休学、退学又は除籍された者から徴収する当学期分の授業料の額は、その全額とし、休学が前学期又は後学期の全期間にわたるときは、その学期分の授業料は徴収しない。

2 前学期又は後学期の中途において復学した者から徴収する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に、復学する日の属する月から次の徴収の前期までの月数を乗じて得た額とし、復学する日の属する月に徴収するものとする。

3 第37条の規定による停学期間中の授業料は徴収する。

(授業料等の減免等)

第34条 経済的理由により授業料の納付が困難と認められる者、休学中の者その他特別の理由があると認められる者に対しては、授業料等の全部又は一部を免除し、又は授業料を分割して納付させることができる。

2 授業料等の減免及び授業料の分割納付に関し必要な事項は、別に定める。

(授業料以外の納付)

第35条 授業料等(授業料を除く。)の納付方法は、別に定める。

(授業料等の還付)

第36条 既納の授業料等の還付については、別に定めるところによる。

第6節 賞罰

(賞罰)

第37条 賞罰については、静岡県立大学学則第56条及び第57条の規定を準用する。この場合において、静岡県立大学学則第56条及び第57条第1項中「教授会」とあるのは「研究科委員会等」と読み替えるものとする。

第3章 修士課程等及び博士後期課程等

第1節 修士課程等

(入学資格)

第38条 修士課程等に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者(学校教育法第102条)
- (2) 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 日本国内において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第155条第1項第4号の規定に基づき文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学等において、修業年限が3年以上の課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 指定された専修学校の専門課程(文部科学大臣指定専修学校専門課程一覧)を修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号・昭和30年文部省告示第39号:旧制学校、気象大学校、防衛大学校、海上保安大学校を卒業した者など)
- (9) 学長が、大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- (10) 学長が、大学院の個別入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者

(在学年限)

第39条 修士課程等の在学期間は4年を超えることはできない。

(長期にわたる教育課程の履修)

第39条の2 学生が、職業を有している等の事情により、第3条第3項又は第5項に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項に関し、必要な事項は、別に定める。

(教育方法)

第40条 修士課程等の教育は、授業科目の授業及び修士論文等の作成に対する指導によって行うものとする。

(他の大学院等における研究指導)

第41条 学長は、教育研究上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等と予め協議の上、修士課程等の学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(授業科目の名称等)

第42条 授業科目の名称、単位数及び授業科目の履修方法は、別表(一)のとおりとする。

(単位の認定)

第43条 授業科目を修得し、学修成績について試験等により合格の査定を得た者には、授業科目の修得を認定して、所定の単位を授与する。

(他の研究科又は学府における授業科目の履修)

第44条 研究科委員会等は、教育上有益と認めるときは、学生が他の研究科又は学府の授業科目を履修することを、その研究科又は学府の研究科委員会等との協議を経て承認し、その授業科目及び単位数を当該学生の属する研究科又は学府において修得したものとみなすことができる。

(他の大学院における授業科目の履修)

第45条 教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生が当該大学院において履修した授業科目について修得した単位を、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(他の研究科又は学府及び他の大学院における修得単位数)

第46条 前2条において修得したものとみなすことができる単位数は、研究科委員会等の議に基づき、合わせて10単位を超えない範囲で修了の要件となる単位として認定することができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第47条 教育上有益と認めるときは、学生が本大学院入学前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本大学院入学後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなすことができる単位数は、研究科委員会等の議に基づき、合わせて10単位を超えない範囲で修了の要件となる単位として認定することができる。

(修了要件)

第48条 修士課程等の修了要件は、本大学院に2年以上在学し、在学期間中に30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本大学院の行う修士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、本大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の修士論文は、修士課程等の目的に応じ適当と認めるときは、所定の課題についての研究の成果をもって代えることができる。

3 修士論文の提出期間は、研究科委員会等が定める。

(修士論文の審査)

第49条 修士論文等の審査及び試験は、研究科委員会等において選出された審査員（以下「論文審査員」という。）が行う。

2 前項の審査及び試験についての合格又は不合格の認定は、研究科委員会等が論文審査員の報告に基づいて行う。

第2節 博士後期課程及び薬食生命科学総合学府薬学専攻の博士課程

(入学資格)

第50条 博士後期課程及び薬食生命科学総合学府薬学専攻の博士課程（以下「博士後期課程等」という。）に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 修士の学位又は専門職学位を有する者

(2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(4) 日本国内において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

(6) 大学における修業年限6年の薬学、医学、歯学又は獣医学を履修する課程を卒業した者（薬学専攻の博士課程に入学する場合に限る。）

(7) 大学等を卒業し、大学、研究所等において2年以上研究に従事した者で、学長が修士の学位を有する者と同等の学力があると認められた者（平成元年文部省告示第118号）

(8) 学長が、大学院の個別入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達した者

(在学年限)

第51条 博士後期課程の在学期間は6年を超えることはできない。

2 薬食生命科学総合学府薬学専攻の博士課程の在学期間は8年を超えることはできない。

(長期にわたる教育課程の履修)

第51条の2 学生が、職業を有している等の事情により、第3条第5項及び第6項に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項に関し、必要な事項は、別に定める。

(教育方法)

第52条 博士後期課程等の教育は、授業科目の授業、研究及び博士論文の作成等に対する指導によって行うものとする。

(他の大学院等における研究指導)

第53条 学長は、教育研究上有益と認めるときは、他大学の大学院又は研究所等と予め協議の上、博士後期課程等の学生が、他大学の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受け

ることを認めることができる。

(授業科目の名称等)

第54条 授業科目の名称、単位数及び授業科目の履修方法は、別表(二)及び別表(三)のとおりとする。

(単位の認定)

第55条 授業科目を修得し、学修成績について試験等により合格の査定を得た者には、授業科目の修得を認定して、所定の単位を授与する。

(修了要件)

第56条 博士課程(薬食生命科学総合学府薬学専攻の博士課程を除く。以下本条第3項及び第4項において同じ。)の修了要件は、大学院に5年(博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学し、36単位(経営情報イノベーション研究科にあつては48単位、薬科学専攻にあつては39単位、薬食生命科学専攻にあつては42単位及び看護学研究科にあつては46単位)以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本大学院の行う博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年(博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

2 薬食生命科学総合学府薬学専攻の博士課程の修了要件は、大学院に4年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本大学院の行う博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年以上在学すれば足りるものとする。

3 第48条第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程等を修了した者の博士課程の修了要件は、修士課程等における在学期間に3年を加えた期間以上在学し、36単位(経営情報イノベーション研究科にあつては48単位、薬科学専攻にあつては39単位、薬食生命科学専攻にあつては42単位及び看護学研究科にあつては46単位)以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本大学院の行う博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年(修士課程等における在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

4 第1項及び第3項の規定にかかわらず、第50条第2号から第4号及び第6号並びに第7号に該当する者が、博士後期課程に入学した場合の博士課程の修了要件は、本大学院に3年以上在学し、在学期間中に6単位(経営情報イノベーション研究科にあつては18単位、薬科学専攻にあつては9単位、薬食生命科学専攻にあつては12単位及び看護学研究科にあつては16単位)以上修得し、必要な研究指導を受けた上、本大学院の行う博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

5 博士論文の提出の期日は、研究科委員会等が定める。

(博士論文の審査)

第57条 博士論文の審査及び最終試験は、論文審査員が行う。

2 前項の審査及び最終試験にあつては、他大学の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

3 第1項の審査及び最終試験についての合格又は不合格の認定は、研究科委員会等が論文審査員の報告に基づいて行う。

第4章 学位及び資格

(学位授与)

第58条 修士課程等の修了者には修士の学位、博士後期課程等の修了者には博士の学位を授与する。

2 学位に関し必要な事項は、別に定める。

(教職に関する免許)

第59条 本大学院において取得できる教育職員の免許状の種類及び免許教科は、次のとおりとする。

研究科・学府名 専攻名	研究分野	免許状の種類	教科の種類
薬食生命科学総合学府 食品栄養科学専攻	—	栄養教諭専修免許状	—
		高等学校教諭専修免許状	理 科
薬食生命科学総合学府 環境科学専攻	—	高等学校教諭専修免許状	理 科
国際関係学研究科 比較文化専攻	日本文化研究分野	高等学校教諭専修免許状	国 語
	英米文化研究分野	高等学校教諭専修免許状	英 語
経営情報イノベーション 研究科 経営情報イノベーション 専攻	—	高等学校教諭専修免許状	情 報
		高等学校教諭専修免許状	商 業

(助産師の国家試験受験資格)

第59条の2 助産師の国家試験受験資格に関する保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）及び保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部・厚生省令第1号）に係る事項は、別に定める。

2 前項の資格の取得に必要な授業科目及び単位数は、別に定める。

第5章 雑則

(委任)

第60条 この学則に定めるもののほか、この学則の施行に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。

2 この学則の施行の際廃止された静岡県立大学大学院学則（以下「廃止前の学則」という。）に基づいて履修した科目及び課程並びに廃止前の学則の規定により受けた許可等は、この学則に基づいて履修した科目及び課程並びにこの学則の相当規定により受けた許可等とみなす。ただし、この学則に相当する規定がないときは、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年6月6日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表（一）（経営情報学研究科（修士課程））の規定は、平成21年4月1日以降入学する者について適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表（一）（生活健康科学研究科食品栄養科学専攻備考欄中専門科目の履修単位数及び修了必要単位数の変更に係る部分に限る。）は、平成21年4月1日以降入学する者について適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の静岡県立大学大学院学則第3条、第3条の2、第4条、第5条、第56条及び第59条の規定は、平成22年4月1日以降の入学者について適用し、平成22年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。
- 3 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間における収容定員は、改正後の学則第5条の規定にかかわらず、次表の研究科名及び専攻名欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の収容定員欄に掲げるとおりとする。

研究科名	専攻名	収容定員		
		修士課程	博士後期課程	合計
薬学研究科	製薬学専攻	26人	24人	50人
	薬学専攻	29	21	50
	医療薬学専攻	20	15	35
	薬科学専攻	30		30
	計	105	60	165
生活健康科学研究科	食品栄養科学専攻	50	30	80
	環境物質科学専攻	40	21	61
	計	90	51	141
国際関係学研究科	国際関係学専攻	10		10
	比較文化専攻	10		10
	計	20		20
経営情報学研究科	経営情報学専攻	20		20
看護学研究科	看護学専攻	32		32
合	計	267	111	378

- 4 改正後の別表（一）（国際関係学研究科）の規定は、平成22年4月1日以降入学する者について適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。
- 5 改正後の別表（一）（生活健康科学研究科）の規定は、平成22年4月1日以降入学する者について適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。ただし、改正後の別表（一）の規定中、選択科目については、同日において現に在学する者

についても、専門科目の中の選択として履修を可能とする。

- 6 改正後の別表（一）（経営情報学研究科）の規定は、平成22年4月1日以降入学する者について適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の静岡県立大学大学院学則(以下「改正後の学則」という。)の規定は、平成23年4月1日以降の入学者に適用し、平成23年3月31日において現に在学する者については、なお、従前の例による。
- 3 改正後の別表(一)(経営情報イノベーション研究科(修士課程)及び別表(二)(経営情報イノベーション研究科(博士後期課程))の規定は、平成23年4月1日以降の入学者について適用し、平成23年3月31日において現に在学する者については、なお、従前の例による。
- 4 平成23年4月1日から平成25年3月31日までの間における収容定員は、改正後の学則第5条の規定にかかわらず、次の各年度の表の収容定員欄に掲げるとおりとする。

平成23年度

研究科名	専攻名	修士課程		博士後期課程		合計
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	収容定員
薬学研究科	製薬学専攻		人	8人	24人	24人
	薬学専攻			7	21	21
	医療薬学専攻			5	15	15
	薬科学専攻	30	60			60
	計	30	60	20	60	120
生活健康科学研究科	食品栄養科学専攻	25	50	10	30	80
	環境物質科学専攻	20	40	7	21	61
	計	45	90	17	51	141
国際関係学研究科	国際関係学専攻	5	10			10
	比較文化専攻	5	10			10
	計	10	20			20
経営情報学研究科	経営情報学専攻		10			10
経営情報イノベーション研究科	経営情報イノベーション専攻	10	10	3	3	13
看護学研究科	看護学専攻	16	32			32
合 計		111	222	40	114	336

平成24年度

研究科名	専攻名	修士課程		博士後期課程		合計
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	収容定員
薬学研究科	製薬学専攻		人	8人	24人	24人
	薬学専攻			7	21	21
	医療薬学専攻			5	15	15
	薬科学専攻	30	60			60
	計	30	60	20	60	120
生活健康科学研究科	食品栄養科学専攻	25	50	10	30	80
	環境物質科学専攻	20	40	7	21	61
	計	45	90	17	51	141
国際関係学研究科	国際関係学専攻	5	10			10
	比較文化専攻	5	10			10
	計	10	20			20
経営情報イノベーション研究科	経営情報イノベーション専攻	10	20	3	6	26
看護学研究科	看護学専攻	16	32			32
合 計		111	222	40	117	339

附 則

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の静岡県立大学大学院学則（以下「改正後の学則」という。）の規定は、平成24年4月1日以降の入学者について適用し、平成24年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。
- 3 改正後の学則第17条第3項の規定は、従前の薬学研究科及び生活健康科学研究科から薬食生命科学総合学府の博士後期課程等に進学する者についても適用するものとする。
- 4 薬学研究科及び生活健康科学研究科は、改正後の学則第3条の規定にかかわらず、平成24年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 5 改正後の学則附則第4項の規定により存続するものとされた薬学研究科又は生活健康科学研究科に在学する者に係る教育課程の実施及び課程修了の認定については、薬食生命科学総合学府において行うものとし、教育課程、課程修了の要件その他教育に関し必要な事項は当該学府において定めるものとする。
- 6 改正後の別表(一)(薬食生命科学総合学府(修士課程))、別表(二)(薬食生命科学総合学府(博士後期課程))及び別表(三)(薬食生命科学総合学府(薬学専攻の博士課程))の規定は、平成24年4月1日以降入学する者について適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。
- 7 改正後の別表(一)(国際関係学研究科(修士課程)(比較文化専攻))及び別表(一)(看護学研究科(修士課程))の規定は、平成24年4月1日以降入学する者について適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。
- 8 平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間における収容定員は、改正後の学則第5条の規定にかかわらず、次表の研究科・学府名及び専攻名欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の収容定員欄に掲げるとおりとする。

平成24年度

研究科・学府名	専攻名	収容定員		
		修士課程	薬学専攻の博士課程及び博士後期課程	合計
薬学研究科	製薬学専攻	人	16人	16人
	薬学専攻		14	14
	医療薬学専攻		10	10
	薬科学専攻	30		30
	計	30	40	70
生活健康科学研究科	食品栄養科学専攻	25	20	45
	環境物質科学専攻	20	14	34
	計	45	34	79
薬食生命科学総合学府	薬学専攻		8	8
	薬科学専攻	30	8	38
	食品栄養科学専攻	25	10	35
	環境科学専攻	20	7	27
	薬食生命科学専攻		5	5
	計	75	38	113
国際関係学研究科	国際関係学専攻	10		10
	比較文化専攻	10		10
	計	20		20

経営情報イノベーション研究科	経営情報イノベーション専攻	20	6	26
看護学研究科	看護学専攻	32		32
合	計	222	118	320

平成25年度

研究科・学府名	専攻名	収容定員		
		修士課程	薬学専攻の博士課程及び博士後期課程	合計
薬学研究科	製薬学専攻	人	8人	8人
	薬学専攻		7	7
	医療薬学専攻		5	5
	計		20	20
生活健康科学研究科	食品栄養科学専攻		10	10
	環境物質科学専攻		7	7
	計		17	17
薬食生命科学総合学府	薬学専攻		16	8
	薬科学専攻	60	16	
	食品栄養科学専攻	50	20	
	環境科学専攻	40	14	
	薬食生命科学専攻		10	
	計	150	76	226
国際関係学研究科	国際関係学専攻	10		10
	比較文化専攻	10		10
	計	20		20
経営情報イノベーション研究科	経営情報イノベーション専攻	20	9	29
看護学研究科	看護学専攻	32		32
合	計	222	122	344

平成26年度

研究科・学府名	専攻名	収容定員		
		修士課程	薬学専攻の博士課程及び博士後期課程	合計
薬食生命科学総合学府	薬学専攻	人	24人	24人
	薬科学専攻	60	24	84
	食品栄養科学専攻	50	30	80
	環境科学専攻	40	21	61
	薬食生命科学専攻		15	15
	計	150	114	264
国際関係学研究科	国際関係学専攻	10		10
	比較文化専攻	10		10
	計	20		20
経営情報イノベーション研究科	経営情報イノベーション専攻	20	9	29
看護学研究科	看護学専攻	32		32
合	計	222	123	345

附 則

- この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 改正後の別表（一）（国際関係学研究科（修士課程））の規定は、平成25年4月1日以降入学する者について適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。
- 改正後の別表（一）（経営情報イノベーション研究科（修士課程））の規定は、平成25年4

月1日以降の入学者について適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表（一）（薬食生命科学総合学府（食品栄養科学専攻修士課程））の規定は、平成26年4月1日以降入学する者について適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。ただし、改正後の別表（一）（薬食生命科学総合学府（食品栄養科学専攻修士課程））の自由選択科目「静岡地域食材学」「茶学入門」「バイオ－静岡から世界へ」「イノベーション原理特論」「東南アジア文化論」の規定は、平成26年3月31日において現に在学する者についても適用する。
- 3 改正後の別表（二）の規定は、平成26年4月1日以降入学する者について適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。ただし、改正後の別表（二）（薬食生命科学総合学府（薬科学専攻博士後期課程））、別表（二）（薬食生命科学総合学府（食品栄養科学専攻博士後期課程））及び別表（二）薬食生命科学総合学府（薬食生命科学専攻博士後期課程）の自由選択科目「科学論文エディティング」並びに別表（二）（薬食生命科学総合学府（環境科学専攻博士後期課程））の共通科目「科学論文エディティング」の規定は同年3月31日において現に在学する者についても適用する。

また、改正後の別表（二）（薬食生命科学総合学府（食品栄養科学専攻博士後期課程））の自由選択科目「静岡地域食材学」「茶学入門」「バイオ－静岡から世界へ」「イノベーション原理特論」「東南アジア文化論」の規定は、同年3月31日において現に在学する者についても適用する。

- 4 改正後の別表（三）（薬食生命科学総合学府（薬学専攻博士課程））の規定は、平成26年4月1日以降入学する者について適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。ただし、改正後の別表（三）（薬食生命科学総合学府（薬学専攻博士課程））の自由選択科目「科学論文エディティング」の規定は、同年3月31日において現に在学する者についても適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表（一）（薬食生命科学総合学府（食品栄養科学専攻修士課程））の規定及び別表（二）（薬食生命科学総合学府（食品栄養科学専攻博士後期課程））の規定は、平成27年4月1日以降入学する者について適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表（一）（薬食生命科学総合学府（環境科学専攻修士課程））の規定は、平成27年4月1日以降入学する者について適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。
- 4 改正後の別表（一）（経営情報イノベーション研究科（修士課程））の規定は、平成27年4月1日以降入学するものについて適用し、同年3月31日において現に在学するものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成28年2月26日から施行する。
- 2 改正後の学則第56条並びに別表（二）薬食生命科学総合学府（薬科学専攻博士後期課程）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表（一）薬食生命科学総合学府（食品栄養科学専攻修士課程）及び（環境科学専攻修士課程）の規定は、平成28年4月1日以降入学する者について適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。ただし、改正後の別表（一）薬食生命科学総合学府（食品栄養科学専攻修士課程）及び（環境科学専攻修士課程）の自由選択科目「Japanology」の規定は、同年3月31日において現に在学する者についても適用する。
- 3 改正後の別表（一）国際関係学研究科（修士課程）（比較文化専攻）の規定は、平成28年4月1日以降入学するものについて適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。
- 4 改正後の別表（一）経営情報イノベーション研究科（修士課程）の規定は、平成28年4月1日以降入学するものについて適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。
- 5 改正後の別表（一）看護学研究科（修士課程）（看護学選考）の規定は、平成28年4月1日以降入学するものについて適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。
- 6 改正後の別表（二）薬食生命科学総合学府（食品栄養科学専攻博士後期課程）及び（環境科学専攻博士後期課程）の規定は、平成28年4月1日以降入学する者について適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。ただし、改正後の別表（二）薬食生命科学総合学府（食品栄養科学専攻博士後期課程）及び（環境科学専攻博士後期課程）の自由選択科目「Japanology」の規定は、同年3月31日において現に在学する者についても適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成29年3月28日から施行する。
- 2 改正後の学則第56条並びに別表（二）薬食生命科学総合学府（薬食生命科学専攻博士後期課程）の規定は、平成28年4月1日以降入学する者から遡及して適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表（一）薬食生命科学総合学府（環境科学専攻修士課程）の規定は、平成29年4月1日以降入学する者について適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。
- 3 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間における収容定員は、改正後の学則第5条の規定にかかわらず、次表の研究科・学府名及び専攻名欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の収容定員欄に掲げるとおりとする。

平成29年度

研究科・学府名	専攻名	収容定員
---------	-----	------

		修士課程	薬学専攻の博士課程 及び博士後期課程	合計
薬食生命科学総合学府	薬学専攻	人	29人	29人
	薬科学専攻	60	27	87
	食品栄養科学専攻	50	30	80
	環境科学専攻	40	21	61
	薬食生命科学専攻		15	15
	計	150	122	272
国際関係学研究科	国際関係学専攻	10		10
	比較文化専攻	10		10
	計	20		20
経営情報イノベーション 研究科	経営情報イノベーシ ョン専攻	20	9	29
看護学研究科	看護学専攻	32		32
合	計	222	131	353

平成30年度

研究科・学府名	専攻名	収容定員		
		修士課程	薬学専攻の博士課程 及び博士後期課程	合計
薬食生命科学総合学府	薬学専攻	人	26人	26人
	薬科学専攻	60	30	90
	食品栄養科学専攻	50	30	80
	環境科学専攻	40	21	61
	薬食生命科学専攻		15	15
	計	150	122	272
国際関係学研究科	国際関係学専攻	10		10
	比較文化専攻	10		10
	計	20		20
経営情報イノベーション 研究科	経営情報イノベーシ ョン専攻	20	9	29
看護学研究科	看護学専攻	32		32
合	計	222	131	353

平成31年度

研究科・学府名	専攻名	収容定員		
		修士課程	薬学専攻の博士課程 及び博士後期課程	合計
薬食生命科学総合学府	薬学専攻	人	23人	23人
	薬科学専攻	60	33	93
	食品栄養科学専攻	50	30	80
	環境科学専攻	40	21	61
	薬食生命科学専攻		15	15
	計	150	122	272
国際関係学研究科	国際関係学専攻	10		10
	比較文化専攻	10		10
	計	20		20
経営情報イノベーション 研究科	経営情報イノベーシ ョン専攻	20	9	29
看護学研究科	看護学専攻	32		32
合	計	222	131	353

附 則

- この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 改正後の別表（一）薬食生命科学総合学府（食品栄養科学専攻修士課程）の規定は、平成30年4月1日以降入学する者について適用し、同年3月31日において現に在学する

者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第59条の規定は、平成31年4月1日以降入学する者について適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表（一）国際関係学研究科（修士課程）（比較文化専攻）及び別表（一）看護学研究科（修士課程）（看護学専攻）の規定は、平成31年4月1日以降入学する者について適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表（一）経営情報イノベーション研究科（修士課程）の規定は、平成31年4月1日以降入学する者について適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表（一）薬食生命科学総合学府（環境科学専攻修士課程）及び別表（一）国際関係学研究科（修士課程）（比較文化専攻）の規定は、平成31年4月1日以降入学するものについて適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則第3条、第3条の2、第5条、第56条及び別表（二）看護学研究科 看護学専攻（博士後期課程）の規定は、令和2年4月1日以降入学する者について適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。
- 3 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間における収容定員は、改正後の学則第5条の規定にかかわらず、次の各年度の表の収容定員欄に掲げるとおりとする。

令和2年度

（単位：人）

研究科・学府名	専攻名	修士課程（※1）及び 博士前期課程		博士後期課程及び 薬学専攻の博士課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
薬食生命科学総合学府	薬学専攻			5	20
	薬科学専攻	30	60	11	33
	食品栄養科学専攻	25	50	10	30
	環境科学専攻	20	40	7	21
	薬食生命科学専攻			5	15
	計		75	150	38

国際関係学 研究科	国際関係学専攻	5	10		
	比較文化専攻	5	10		
	計	10	20		
経営情報イノベーション研究科	経営情報イノベーション専攻	10	20	3	9
看護学研究科	看護学専攻	16	32	3	3
合 計		111	222	44	131

※1 修士課程：国際関係学研究科

令和3年度

(単位：人)

研究科・学府名	専攻名	修士課程(※1)及び 博士前期課程		博士後期課程及び 薬学専攻の博士課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
薬食生命科学総合学府	薬学専攻			5	20
	薬科学専攻	30	60	11	33
	食品栄養科学専攻	25	50	10	30
	環境科学専攻	20	40	7	21
	薬食生命科学専攻			5	15
	計	75	150	38	119
国際関係学 研究科	国際関係学専攻	5	10		
	比較文化専攻	5	10		
	計	10	20		
経営情報イノベーション研究科	経営情報イノベーション専攻	10	20	3	9
看護学研究科	看護学専攻	16	32	3	6
合 計		111	222	44	134

※1 修士課程：国際関係学研究科

附 則

- この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 改正後の学則第3条第5項中「前期2年（以下「博士前期課程」という。）」は、令和2年4月1日以降に博士課程の前期2年の課程に入学する者に適用し、同年3月31日において現に博士課程の前期2年の課程に在学する者については、なお従前の例による。
- 改正後の別表（一）薬食生命科学総合学府（食品栄養科学専攻（博士前期課程）、環境科学専攻（博士前期課程））、国際関係学研究科（修士課程）（（国際関係学専攻）、（比較文化専攻））、経営情報イノベーション研究科 経営情報イノベーション専攻（博士前期課程）、別表（二）薬食生命科学総合学府（薬科学専攻（博士後期課程）、食品栄養科学専攻（博士後期課程）、環境科学専攻（博士後期課程）、薬食生命科学専攻（博士後期課程））及び別表（三）薬食生命科学総合学府 薬学専攻（博士課

程)の規定は、令和2年4月1日以降入学する者について適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表(一)薬食生命科学総合学府(食品栄養科学専攻(博士前期課程)、環境科学専攻(博士前期課程))、経営情報イノベーション研究科 経営情報イノベーション専攻(博士前期課程)、看護学研究科 看護学専攻(博士前期課程)及び別表(二)薬食生命科学総合学府(食品栄養科学専攻(博士後期課程)、環境科学専攻(博士後期課程))の規定は、令和3年4月1日以降入学する者について適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。ただし、改正後の別表(一)薬食生命科学総合学府(食品栄養科学専攻(博士前期課程))の専攻専門科目の「食品生命情報科学特論」並びに、別表(一)薬食生命科学総合学府(食品栄養科学専攻(博士前期課程))及び別表(二)薬食生命科学総合学府(食品栄養科学専攻(博士後期課程))の自由選択科目の「健康イノベーション教育プログラム(健康と食)」、「健康イノベーション教育プログラム(ITとデータの科学)」、「健康イノベーション教育プログラム(地域産業とマーケティング)」、「健康イノベーション教育プログラム(ビジネスモデル)」、「健康イノベーション教育プログラム(地域企業とSDGs)」及び「健康イノベーション教育プログラム(ワークショップグループ実践演習)」の規定は、同年3月31日において現に在学する者についても適用する。

附 則

この学則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則第59条並びに別表(一)薬食生命科学総合学府(食品栄養科学専攻(博士前期課程)、環境科学専攻(博士前期課程))及び別表(一)看護学研究科 看護学専攻(博士前期課程)の規定は、令和4年4月1日以降入学する者について適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表(一)の規定及び別表(二)看護学研究科 看護学専攻(博士後期課程)、薬食生命科学総合学府(食品栄養科学専攻(博士後期課程)、環境科学専攻(博士後期課程))の規定は、令和6年4月1日以降入学する者について適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。ただし改正後の別表(一)薬食生命科学総合学府生命(食品栄養科学専攻(博士前期課程))の自由選択科目の「静岡「知」各論-食品環境科学と地域企業の視点から-」、「健康イノベーショ

ン教育プログラム」の規定及び別表（二）薬食生命科学総合学府生命（食品栄養科学専攻（博士後期課程））の自由選択科目の「静岡「知」各論-食品環境科学と地域企業の視点から-」、「健康イノベーション教育プログラム」の規定は、同年3月31日において現に在学する者についても適用する。

附 則

- 1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表（一）国際関係学研究科（修士課程）（国際関係学専攻）及び（比較文化専攻）の規定は、令和7年4月1日以降入学する者について適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表（三）薬食生命科学総合学府 薬学専攻（博士課程）の規定は、令和7年4月1日において現に在学する者について適用する。

附 則

- 1 この学則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表（一）薬食生命科学総合学府 薬科学専攻（博士前期課程）及び経営情報イノベーション研究科 経営情報イノベーション専攻（博士前期課程）の規定は、令和8年4月1日以降入学する者について適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表（二）経営情報イノベーション研究科 経営情報イノベーション専攻（博士後期課程）の規定は、令和8年4月1日以降入学する者について適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。
- 4 改正後の別表（二）薬食生命科学総合学府（博士後期課程）及び別表（三）の規定は、令和8年4月1日以降入学する者について適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。ただし「ジョブ型研究インターンシップ」の規定は、同年3月31日において現に在学する者についても適用する。

附 則

- 1 この学則は、令和9年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第31条、第32条及び第35条の規定は、令和9年4月1日以降入学する者について適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。